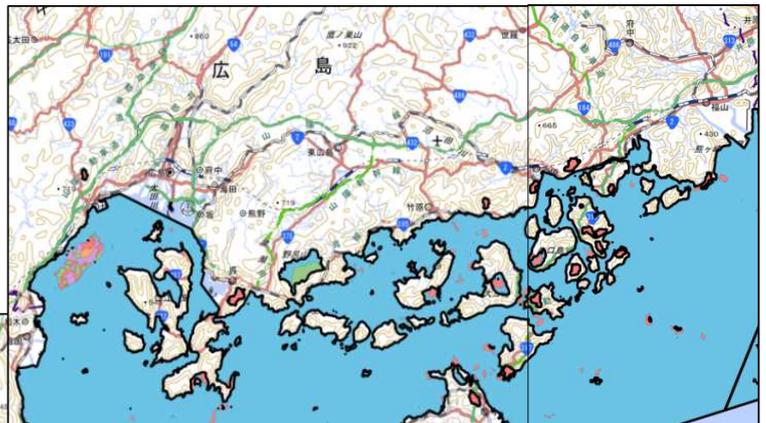


瀬戸内海国立公園 (広島県地域及び山口県地域)

公園区域及び公園計画の変更
(第1次点検、第2次点検)

瀬戸内海国立公園の概要

指定 昭和9年3月16日
面積 66,934ha (陸域)、837,541ha (海域)



広島県地域



山口県地域

瀬戸内海国立公園の概要

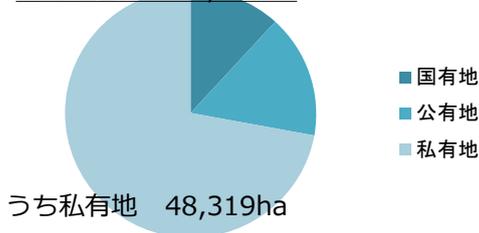
テーマ 「輝き続ける島と海
～自然と暮らしが調和する内海多島海景観～」

<多島海景観>

竜王山から望む芸予諸島



陸域総面積：66,934ha



<人文景観：社寺仏閣>

宮島の厳島神社



<人文景観：古い港町>

鹿島の集落風景や段々畑



瀬戸内海国立公園（広島県・山口県） 経緯

昭和9年 瀬戸内海国立公園 指定

広島県地域

昭和9年 仙酔島などの指定
昭和25年 宮島地区の指定
昭和31年 極楽寺、因島などの指定

昭和62年 全般的な見直し(再検討)
(地種区分の設定)

山口県地域

昭和25年 徳山湾島嶼部の指定
昭和31年 関門海峡などの指定

平成3年 全般的な見直し(再検討)
(地種区分の設定)

平成18年 第1次点検
(埋立地の公園区域の明確化)

平成25年 一部変更
(海域公園地区の指定)

瀬戸内海国立公園（広島県・山口県） 今回変更の背景とポイント

広島県地域

再検討から28年が経過し、自然的・社会的条件の変化を踏まえ、公園区域及び公園計画の変更（第1次点検）を行うもの

山口県地域

平成25年に指定された海域公園地区の保全強化や眺望上重要な海岸景観の保護等を図る必要性があり、自然的・社会的条件の変化を踏まえ、公園区域及び公園計画の変更（第2次点検）を行うもの

変更のポイント

① 埋立地における公園区域の明確化

広島県・山口県地域の全域において埋立地における公園区域の明確化を行う

② 眺望上重要な海岸景観の保護

山口県地域の徳山湾島嶼部において、眺望上重要な海岸景観の保護を図るため、公園区域の変更（拡張・削除）を行う

③ 海域公園地区の保全強化及び適正な利用

山口県地域の周防大島において、海域公園地区の一層の保護及び適正な利用を図るため、公園区域の変更（拡張・格上）及び利用施設計画の追加を行う

瀬戸内海国立公園（広島県・山口県） 今回変更案の詳細

変更のポイント

① 埋立地における公園区域の明確化

広島県・山口県

② 眺望上重要な海岸景観の保護

山口県

③ 海域公園地区の保全強化及び適正な利用

山口県

広島県地域

(1) 公園区域

区域の拡張 陸域 4ha (① 10ヶ所)
削除 海域 ▲541ha (① 254ヶ所)

(2) 保護規制計画

第2種特別地域の拡張 0.1ha
(① 1ヶ所/10ヶ所)

(3) 利用施設計画

山口県地域

区域の拡張 陸域 304ha
(① 28ha (1ヶ所)+② 39ha+③ 237ha)
削除 陸域 ▲21ha (②)
海域 ▲310ha (① 27ヶ所)

第2種特別地域の拡張 553ha
(③ 拡張237ha+格上316ha)

第3種特別地域の拡張 39ha (②)
第3種特別地域の削除 21ha (②)

単独施設の追加 園地 1ヶ所 (③)
道路事業の追加 車道 1路線 (③)

変更案のポイント1 埋立地の公園区域の明確化

○公園区域の変更

拡張（陸域）：普通地域（海域）→普通地域（陸域）

広島県 4ha（10ヶ所）

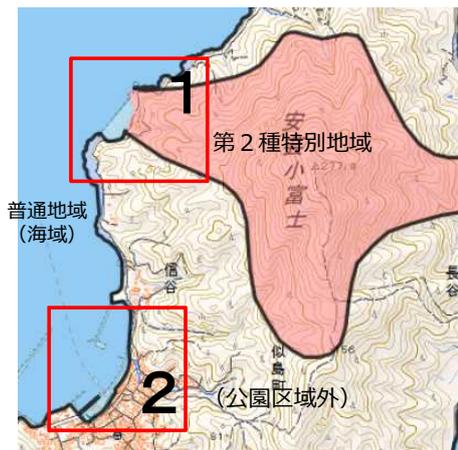
山口県 28ha（1ヶ所）

▲削除（海域）：普通地域（海域）→公園区域外

広島県 ▲541ha（254ヶ所）

山口県 ▲310ha（27ヶ所）

今回、**広島県・山口県地域の全域**について、過去に実施されてきた海域普通地域にかかる埋立地について整理し、公園区域線（汀線）の明確化を行うもの



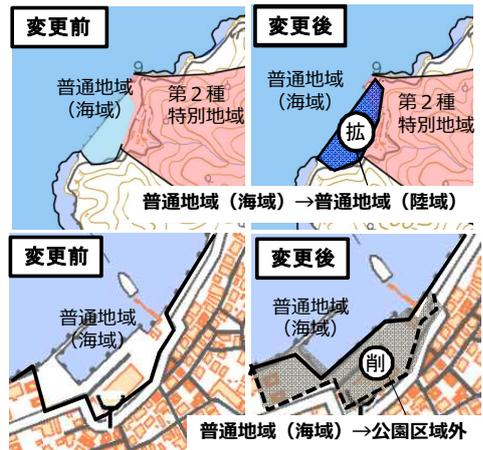
一例：似島

1. 公園区域の拡張

陸側が公園区域**内**や**周辺域**でかつ公園区域としての資質有

2. 公園区域の削除

陸側が公園区域**外**でかつ公園区域としての資質低下



変更案のポイント1 埋立地の公園区域の明確化

<広島県地域 宮島（本町地区）の埋立地について>

○公園区域及び保護規制計画の変更

拡張（陸域）：普通地域（海域）→第2種特別地域 0.1ha

広島県地域の宮島においては、現在、海域普通地域となっていたが、埋め立てに伴い明確化を図るとともに、年間400万人の利用者が訪れる宮島の定期航路沿いに位置することから、洋上からの眺望に配慮した海岸景観の保護強化を図る



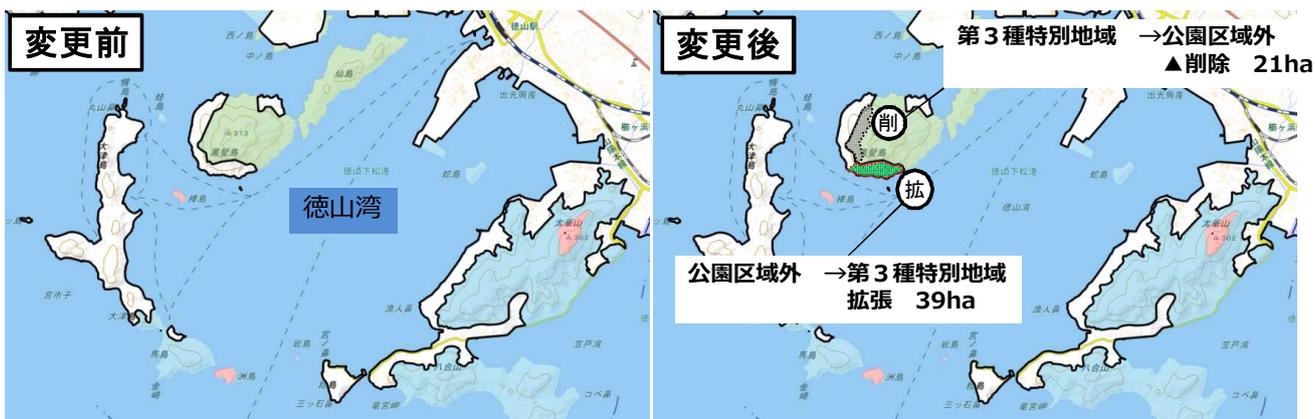
変更案のポイント2

眺望上重要な海岸景観の保護

○公園区域及び保護規制計画の変更

拡張 公園区域外 → 第3種特別地域 **39ha**
削除 第3種特別地域 → 公園区域外 **▲21ha**

山口県地域で昭和25年に指定された**徳山湾島嶼部**において、自然的・社会的条件の変化を踏まえ、多島海景観を再評価し、眺望上重要な海岸景観の保護のため当該公園区域の見直しを行った。



変更案のポイント2

眺望上重要な海岸景観の保護

景観資源 徳山湾の主要な眺望地点であり、周南市の景観計画にも位置づけられている**太華山園地**や**定期航路**からの眺望景観をふまえた範囲を公園区域として設定

自然環境 現地調査の結果、**スダジイ群落**（特定植物群落調査）や**トキワガキ**（山口県レッドデータブック絶滅危惧Ⅱ類）の分布範囲を保全上重要な範囲としてふまえ公園区域として設定

多島海景観の眺望上重要な同島南部を公園区域に拡張し、自然環境保全上重要なエリアを除き、主要な眺望地点ではない同島西部を公園区域から削除



変更案のポイント3 海域公園地区の保全強化及び適正な利用

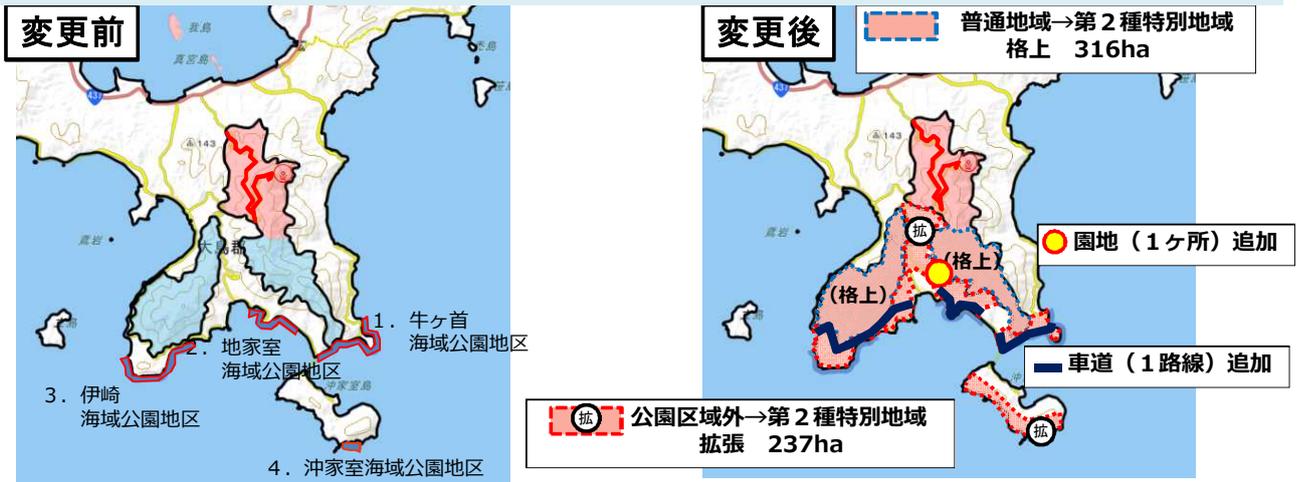
○公園区域及び保護規制計画の変更

拡張 公園区域外 →第2種特別地域 237ha
 (格上) 普通地域 →第2種特別地域 316ha

○利用施設計画の変更

単独施設の追加 園地 1ヶ所、道路事業の追加 車道 1路線

山口県地域の周防大島において平成25年に指定された海域公園地区（4地区）の一層の保全強化及び適正な利用を図るため、公園区域の変更（拡張・格上）及び利用施設計画の追加（園地1、車道1）を行うもの。



変更案のポイント3 海域公園地区の保全強化及び適正な利用

＜周防大島の海域公園地区について＞

- 二ホンアワサンゴ群集や藻場などによる優れた海中景観を評価し、平成25年に瀬戸内海ではじめて山口県地域屋代島沖（周防大島）に海域公園地区を指定
- 海域公園地区内ではシュノーケリングやダイビングなどのほか、二ホンアワサンゴの学習会なども含めたエコツアーを実施



二ホンアワサンゴと藻場の海中景観

エコツアーなどの海域公園利用

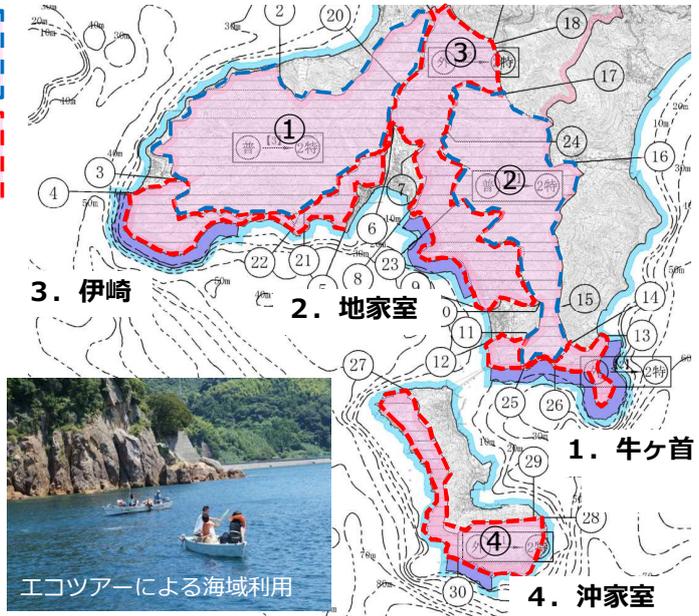
変更案のポイント3 海域公園地区の保全強化及び適正な利用

○公園区域及び保護規制計画の変更

- 海域公園地区における保全強化のため、当該海域公園地区に影響のある**集水域を含む山体一帯を第2種特別地域へ指定**
- また、海域公園地区ではエコツアー等が実施されており、**海岸景観の保護という視点も踏まえ範囲を設定**

【普通地域 → 第2種特別地域 格上 316ha	①、②
【公園区域外 → 第2種特別地域 拡張 237ha	③、④

海域公園地区の保全・利用上
影響のある保全すべき山体一帯



3. 伊崎

2. 地家室

1. 牛ヶ首

4. 沖家室

エコツアーによる海域利用

変更案のポイント3 海域公園地区の保全強化及び適正な利用

○利用施設計画の変更

海域公園地区における適正な利用を図るため、単独施設として園地事業（1）、道路事業（車道1）を追加します。

単独施設

追加：園地 1カ所 地家室園地

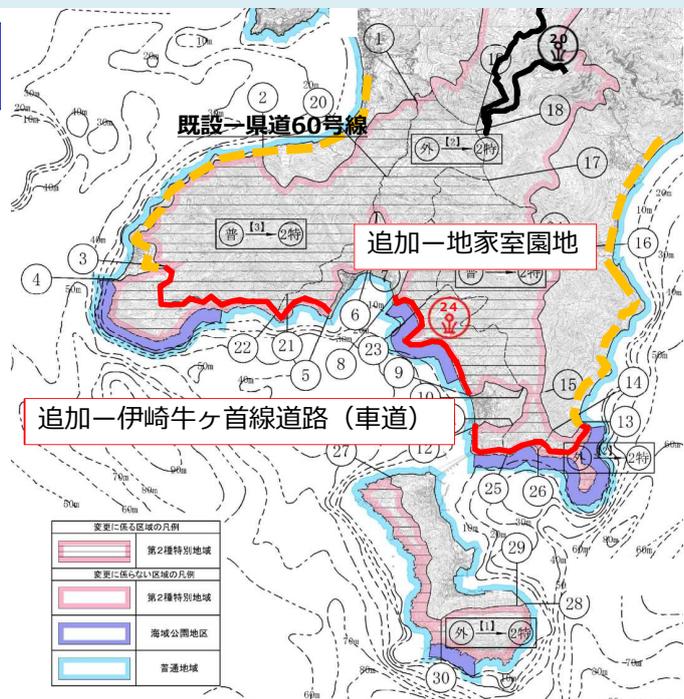
海域公園地区の利用者のため休憩機能（シャワー等）を備えた園地として計画に位置付ける。



道路（車道）

追加： 1路線 伊崎牛ヶ首線道路

ニホンアワサング群集のある地家室海域公園地区に至るルートとして既設の車道を計画に位置づける。



パブリックコメントの実施結果

■概要

・実施期間 平成28年8月29日(月)～9月27日(火)

・意見募集の結果

【意見提出数】

電子メール、郵送、FAX 計1通

【整理した意見数】

今回の変更案にかかるもの 2件

・意見の内容

参考資料のとおり
